

第11回「④職場環境管理：C. 労働災害」

2024.12.06. 佐藤

はじめに 1.前回のまとめ

- 1)内容：a)不利益変更された就業規則への労働者の合意により合理性審査は不要となるか
b)就業規則の内容・作成手続(作成・届出・意見聴取・周知義務)・効力、熊本信金判決
c)合理性審査必要性・不要説

2)設問についての解説

- 28条：労働時間は7時間30分・37時間30分（法第32条：8時間・40時間）
 28条：休憩時間は1時間（法第34条：45分） 30条：休日は各種（法第35条：週休1日）
 34条：年次有給休暇が一年間で21日（法第39条：勤続年数に応じ、10日から20日）
 36条：特別有給休暇（法は無給） *法律違反はない。法律違反と考えた人は間違っている。

2.本日の予定：C. 労働災害 *教科書の該当部分：第12章、論点に直接関連するのは、p.263-269

3. Reading Assignment に関する設問

森論文を読んで、以下の設問に答えなさい

- ①控訴審判決は、当該労働者が基準となるべきと判断される場合として何をあげているか。
- ②森弁護士は、控訴審判決が本人基準説に道を開くと評価されるとしてどの判示をあげているか。

* **本日の課題**：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

* **事前予防**→労働安全衛生法（労安衛法）

特徴点：労基法と一体、義務主体が使用者でなく「事業主」、安全・衛生委員会、健康診断義務
労働時間把握義務・健康保持の施策

* **事後救済：労働者災害補償**→労基法8章、労働者災害補償保険法(労災保険法)

特徴点：無過失責任と定額補償、責任保険的側面と社会保障的側面、受給手続、認定基準：「業務上」

* **過労死の労災認定**

A説：平均人基準説→厚生労働省（労働省）による認定基準

	1961年基準	1987年基準	1995年基準	2001年基準
	災害主義	過重賦課主義		
基準人	個人	一般的労働者	同程度の年齢・経験 個別事情も考慮	就労態様も考慮
判断期間	直前	1週間以内	1週間前も総合	6か月

B説：本人基準説（過重負担主義）→制度目的より本人救済、厚労省基準は期間判断の硬直性

[自己点検]

- 1) Reading Assignment への解答：①の解答 3)意見・質問
- 2) 講義内容：a) 講義の論点、を200字程度でまとめよ
b) 論点にかかわる法の状況、を500字程度でまとめよ
c) 論点についての諸見解、を400字程度でまとめよ

[課題提出者]

	10/04	10/11	10/18	10/25	11/01	11/08	11/15	11/22	11/29	12/06	12/13	12/20	01/10	01/17
4以上	8	7	6	4	4	4	5	4	4					
3回生	8	4	4	5	5	3	5	3	5					
合計	16	11	10	9	9	7	10	7	9					

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「⑥労使関係管理 A. 労働組合」

講義テーマ：仕事中に職場で組合活動はできるか？

名古・吉田・根本編『労働法I』第3章「労働組合」、論点に直接関連するのは、71頁～78頁

Reading Assignment：

奥山明良「ピラ貼り」『労働判例百選(第8版)』別冊ジュリスト197号(2009年)186頁以下
を読んで、設問に答えなさい。